文部科学省

火山研究人材育成等支援事業

（即戦力となる火山人材育成プログラム）

V-SEP
Volcano Specialist Education Program

R5 活火山法の改正

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号）の概要

令和6年4月1日施行

◇ 改正の趣旨

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口の範囲の拡大や、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的とし、以下を改正し、所要の措置を講ずる。

◇ 改正内容

①避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等 （第8条関係）【追加】

【現状】
不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務付けられている、利用者の安全を確保するための避難確保計画の作成が十分に進んでいない。

避難確保計画の作成状況
避難促進施設に位置づけられた559施設中、452施設で避難確保計画作成済み （令和4年9月末時点）

【原因】
・避難確保計画作成に係るノウハウの不足
・小規模な施設にとって、計画作成そのものが負担となっていること 等

・市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を実施
・火山防災協議会が市町村長をサポート

②登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等 （第11条関係）【追加】

・地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定（オンラインによる登山届の導入等）
・登山届等の情報が火山噴火時等の救助活動にとって重要であることを明記
・登山届等の提出の努力義務規定の内容を強化

③迅速かつ的確な情報の伝達等 （第12条関係）【追加】

情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

④火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等（第30条関係）【追加】

国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、
・火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、
・その知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること
等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な援助に努めなければならない。

⑤火山調査研究推進本部の設置 （第31条～第36条関係）【新規】

文部科学省に、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置

【推進本部でつかさどる事務】
①観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
②関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
③総合的な調査観測計画を策定
④関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
⑤総合的な評価に基づく広報

⑥ 火山防災の日 （第37条関係）【新規】

・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、
8月26日を「火山防災の日」に制定
・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

明治44年8月26日は、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、観測が始まった日です。

浅間火山観測所

⑦検討 （附則第7項関係）【新規】

政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

R5 活火山法の改正

第五章 調査及び研究その他の措置

第三十条 国及び地方公共団体は、火山に関する観測、測量、調査及び研究のための施設及び組織の整備並びに大学その他の研究機関相互間の連携の強化に努めるとともに、国及び地方公共団体の相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、及びその知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた当該人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

文部科学省
「火山研究人材育成等支援事業（即戦力となる火山人材育成プログラム）」

即戦力となる火山人材育成プログラム

文部科学省

現状・課題

◆火山噴火の現象は多様で予測が難しく、これを科学的に理解し、適切な対策につなげていくには火山研究者の育成と確保が必要不可欠。このため、平成28年度から「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」により、大学や地方自治体と連携しながら、幅広い知識・技能を持つ次世代の火山研究者の育成を推進。

◆**活火山法に基づく令和6年4月の火山調査研究推進本部の設置により、火山研究の推進のための研究者ニーズの急増が見込まれる中**、火山研究者の数は十分ではないなど（火山研究者数117名（令和4年度））、火山研究の推進に支障をきたすおそれがあることから、**即戦力となる火山人材の育成は喫緊の課題**。

◆火山防災の実務を担う自治体等における専門人材のニーズは高く、**自治体等の実務者の専門知識・技能の取得や、能力の向上を促すことも課題**。

事業内容

火山調査研究の分野で専門性の高い**大学等が行う、下記①から③の教育カリキュラムの編成、講義・実習等の運営に係る取組に必要な経費を補助**。

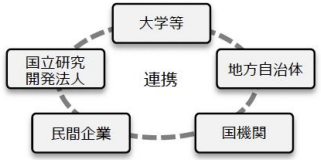

【事業スキーム】
補助機関：大学・国立研究開発法人等
事業実施期間：令和6年度～

国 → 補助 → 大学等

火山の専門知識に関する講義・セミナー

フィールド実習

＜実施内容＞

① **火山研究者を目指す社会人等**への学び直しの機会の提供

② **関連分野**（地震学・情報科学・その他理工学分野等）**の研究者等**の火山研究への参画促進

③ **自治体・民間企業等における実務者**への火山の専門知識・技能の取得支援

＜効果＞

火山の専門知識を持つ者、関連分野の研究者を**即戦力となる火山人材として育成**。

地域の火山防災対策に資する専門知識・技能の取得による**自治体・民間企業等における防災対応能力の向上**。

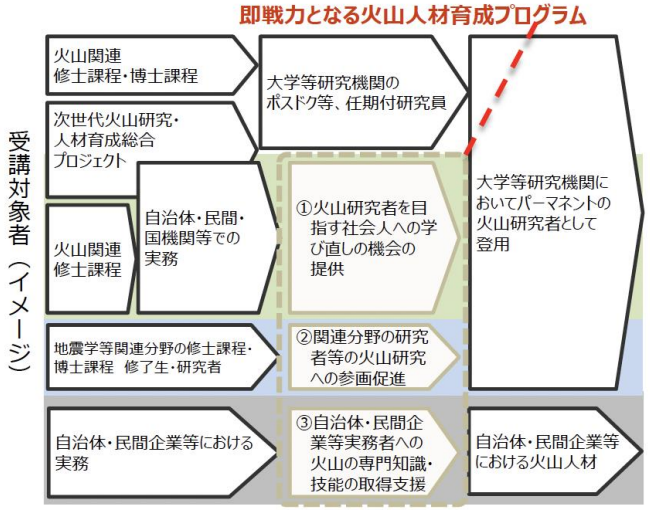

キャリアパス（イメージ）

【関連する主な政策文書】

『活動火山対策特別措置法』（昭和48年法律第61号）

「第30条　国及び地方公共団体は、火山に関する観測、測量、調査及び研究のための施設及び組織の整備並びに大学その他の研究機関相互間の連携の強化に努めるとともに、国及び地方公共団体の相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、及びその知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた当該人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。」

『経済財政運営と改革の基本方針 2024』（R6.6.21 閣議決定）

「活火山法に基づく火山災害対策や火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保を推進する。」

V-SEP
Volcano Specialist Education Program

文部科学省
「火山研究人材育成等支援事業（即戦力となる火山人材育成プログラム）」

＜実施内容＞

① **火山研究者を目指す社会人等**への学び直しの機会の提供

② **関連分野**（地震学・情報科学・その他理工学分野等）**の研究者等**の火山研究への参画促進

③ **自治体・民間企業等における実務者**への火山の専門知識・技能の取得支援

＜効果＞

火山の専門知識を持つ者、関連分野の研究者を**即戦力となる火山人材として育成**。

地域の火山防災対策に資する専門知識・技能の取得による**自治体・民間企業等における防災対応能力の向上**。

文部科学省
「火山研究人材育成等支援事業（即戦力となる火山人材育成プログラム）」

公募期間：令和6年8月30日（金曜日）～令和6年9月27日（金曜日）
応募件数：2件

選定機関一覧

番号	申請機関	事業名	事業概要
1	東北大学	即戦力となる火山人材育成プログラム	我が国における火山研究や火山に関する業務に携わる者の即戦力としての育成及び継続的な確保を推進する。また、将来的に、火山関連業務に従事する高度な専門性を有する人材を育成することを目的とする。
2	山梨大学大学院総合研究部附属　地域防災・マネジメント研究センター	研究者・実務者を対象とした火山スペシャリスト養成研修	火山災害に対応可能な実務者人材・研究者の育成を促進するために、オンデマンド及びオンライン講義、火山標準テキストを軸に目的別の3つのコースを設定し、各コースに応じた人材育成を行う。

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1419734_00009.htm

文部科学省
「火山研究人材育成等支援事業（即戦力となる火山人材育成プログラム）」

研究者・実務者を対象とした
火山対策スペシャリスト養成研修
Volcano Specialist Education Program (V-SEP)

山梨県富士山科学研究所
V-SEP運営委員長
吉本充宏

V-SEP
Volcano Specialist Education Program

研究者・実務者を対象とした火山対策スペシャリスト養成研修

申請機関：山梨大学
参加機関：山梨県富士山科学研究所、京都大学防災研究所、鹿児島市
協力機関：山梨県、北海道、富士吉田市

コース1
大学院博士後期課程斡旋コース

修士学生や社会人に対して、火山学や火山実務に関する学びの機会を提供し、**博士後期課程への進学を支援する。**

受講者ごとに希望する研究テーマ、進学先等の相談サポートを実施。

コース3のオンデマンド講座を受講することで、**火山実務のスキルを身につけた研究者を目指す。**

R7年度 7名の研修生を受入

コース2
共同研究コース

土木学、情報学、社会科学など、多様な分野からの火山研究への参入を促進するために、**研究費助成を行い、共同研究を実施**する(公開審査)。

他分野研究者の、火山および火山防災を促進し、**火山研究に裾野を広げ、火山研究の更なる拡大を図る。**

R7年度 3件の研究を採択

コース3
実務者人材育成コース

実践的な火山災害対応が可能な実務者人材を育成するために、オンデマンド講座や実地研修等の受講により、**火山学や火山対応実務に関する確かな知識の習得**をめざす。

国内外の活火山地域での実地研修や交流を通じて、**より実践的な技能を取得**する。
修了要件を満たしたら、火山対策士(中級・上級)資格を付与。

R7年度 11名の研修生を受入

コース3（実務者人材育成コース）

「火山対策士」に求める人材像

関連する法制度を理解し、地域防災計画ならびに避難計画の策定、住民啓発等の事前対策を主体的に実施でき、かつ火山噴火発生時もしくは噴火が切迫している兆候を示す現象が観測された際に、関係機関等と調整・連携を行い、災害軽減に資する対策を迅速かつ的確に実施できる人材

研修の段階	知識	能力（スキル）
中級	火山現象とその災害事例 火山災害に関連する法制度とその適用事例 地域防災計画・避難計画等の計画	● 避難計画等に基づき関係機関等との調整ができる ● 普及啓発ができ、訓練の趣旨を理解し、訓練の企画の補助ができる ● 火山災害に関する多様な情報を整理した上で災害の全体像を俯瞰し、優先順位の高い対策を見極めながら対応を進めることができる
上級	中級の知識に加え、噴火発生中の対応、発災後の復旧・復興までの対応が可能な火山災害対策に関する総合的な知識	● 火山災害に関連する法制度に基づき（効果的に活用し）、地域防災計画等の火山災害編や火山災害からの避難計画を主体的に策定できる ● 住民が理解できるような普及啓発で講師が務められ、訓練の趣旨を明確にして企画し、コントローラーを務められる ● 火山災害に関する情報を統合した上で長期的な視点を持った対策を立案し、関係機関等と適切かつ迅速な対応を行い、対策を実施することができる

コース3（実務者人材育成コース）：オンデマンド講座

章番号	章タイトル	節タイトル	
1章	火山災害とは	1-1節	火山とは？ 噴火とは？
		1-2節	火山噴火で発生する多様な災害要因
		1-3節	近年の主な火山災害
		1-4節	噴火による犠牲者数の統計データ
		1-5節	火山災害の特殊性
2章	火山災害に関する行政の枠組み	2-1節	日本の火山防災体制
		2-2節	火山防災対策協議会とは？
		2-3節	日本における火山監視体制
		2-4節	火山専門家の役割
3章	火山災害に関する法体制	3-1節	火山災害に関する法体制の概要
		3-2節	活火山法とは？
		3-3節	災害対策基本法の概要
		3-4節	災害対策基本法第60条と63条
		3-5節	災害救助法
4章	火山災害時の危機管理	4-1節	地方自治体の地域防災計画
		4-2節	各組織における災害対策本部の活動
		4-3節	災害時の組織連携
		4-4節	噴火警戒レベル
		4-5節	ハザードマップ
5章	火山災害時の緊急対応	5-1節	火山災害対応時の安全確保
		5-2節	避難
		5-3節	被災者支援の留意点
6章	火山災害時のインフラ対策	6-1節	火山災害のインフラへの影響と対策
		6-2節	火山灰への対応
		6-3節	火山灰の陸上交通・物流への影響
		6-4節	火山灰の建物への影響
7章	研修内容を踏まえた防災訓練・啓発活動	7-1節	訓練の種類・目的
		7-2節	訓練の計画（噴火シナリオと付与情報）
		7-3節	鹿児島市における大規模噴火対応訓練
		7-4節	平時の火山防災啓発・教育

章番号	章タイトル	節タイトル	
1章	火山防災の歴史	1-1節	日本の火山防災の歩み
		1-2節	世界的な火山防災の歴史
2章	火山災害時の情報共有	2-1節	火山噴火時のリスクコミュニケーション
		2-2節	住民への情報発信に関する留意点
		2-3節	火山専門家との連携
		2-4節	マスコミ対応
		2-5節	災害対応の記録・報告書の作成
3章	事前の備え	3-1節	噴火時の自治体機能の確保／活動拠点本部の設置計画
		3-2節	資機材の整備（通信、電源、食糧備蓄等）
		3-3節	関連組織の支援受け入れ
		3-4節	避難促進施設における避難確保計画
		3-5節	個別避難計画の作成を含む要支援者対策
4章	火山災害対応の留意点	4-1節	火山防災マップの活用
		4-2節	捜索・救助における警察・消防・自衛隊との連携
		4-3節	域外避難を見据えた避難手段の確保
		4-4節	域外避難を見据えた避難先の確保
		4-5節	避難所に関する火山災害特有の留意点
		4-6節	インフラ事業者との連携
5章	インフラ等に関する備え	5-1節	上下水道への火山噴火の影響と対応
		5-2節	降灰時の道路啓開
		5-3節	航空機への影響
		5-4節	津波・地盤沈下・漂着軽石の港湾への影響
		5-5節	農業・畜産被害対策
6章	関連法規を活用した対応	6-1節	火山災害における激甚災害特別法の活用
		6-2節	火山灰除去に関する活火山法に基づく補助事業
		6-3節	農林水産業に対する活火山法に基づく補助事業
		6-4節	砂防法に基づく事業
7章	火山災害からの復旧・復興	7-1節	復旧・復興に関する火山災害の特殊性
		7-2節	噴火の長期化とその対応（長期避難や集団移転への備え）
		7-3節	噴火災害の伝承・災害遺構に関する取り組み
		7-4節	観光・ジオパーク活動と連携した復興計画
8章	研修内容を踏まえた高度な防災訓練	8-1節	火山災害対策訓練の種類と目的
		8-2節	火山災害対策訓練におけるコントローラーとファシリテーターの役割

コース3（実務者人材育成コース）

受講スケジュール

令和7年
3月18日　受講案内の開始
4月18日　受講希望者の募集〆切
4月中旬　書類選考
4月中旬　受講希望者決定
5月24日　開講式
6月～　オンデマンド講座
　　オンライン勉強会（月1回）
9月中旬　実地研修@富士山
　　（山梨県コアグループ会議、図上訓練）
11月中旬　実地研修@北海道
　　（北海道　火山噴火総合防災訓練　恵山）
令和8年
1月上旬　実地研修@桜島
　　（鹿児島市　桜島火山爆発総合防災訓練）
2月下旬　閉講式・報告会

修了要件

講座	中級	上級
オンデマンド講座 • 講座受講 • 確認テストすべて正答	30講座	32講座 （予定）
オンライン研修 • 関連する講演会・セミナー等を聴講 • 1回の聴講につき A4・1枚のレポート	2回	3回
実地研修（2泊3日） • 富士山 • 桜島 • 北海道	1回	1回

V-SEP
Volcano Specialist Education Program

R8年度募集説明会

● 開催日時
令和7年8月23日（土）10:00～14:00

（1）午前の部　10:00～12:00
①10:00～10:30　説明会
②10:30～12:00　説明会の質疑

（2）午後の部　12:00～14:00
①12:00～12:30　説明会
②12:30～14:00　説明会の質疑
＊午前の部、午後の部とも、ご説明内容は同じです。

●開催方法
会場及びWeb(zoom)併用によるハイブリット方式
会場：山梨大学東京オフィス
東京都千代田区平河町2丁目7番1号 塩崎ビル 地下1階
東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅4番出口目前

https://desire.yamanashi.ac.jp/v-sep/index.html

V-SEP
Volcano Specialist Education Program